

(規 35～35)

団・発売

営 業 規 則

## 第 2 章 乗車券類の発売

### 第 5 節 団体乗車券の発売

(団体乗車券の発売)

第 35 条 一団となった旅客が、発着駅及び経路を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合であって、次の各号に該当し、かつ、社が団体として運送の引受をしたものに対しては、団体乗車券を発売します。

#### (1) 学生団体

イ 次の 1 に該当する学校等の学生等が 8 人以上とその付添人、当該学校等の教職員（囑託している医師及び看護婦を含む。以下同じ）またはこれと同行する旅行業者とによって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和 29 年法律第 143 号）第 2 条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒または児童の場合は、その人員が 8 人未満のときであっても、この取扱いをします。

- ① 指定学校の学生、生徒、児童または幼児
- ② 児童福祉法第 39 条に規定する保育所の児童
- ③ 青年学級振興法（昭和 28 年法律 211 号）第 2 条に規定する青年学級のうち、文部省の指示により都道府県教育委員会が証明したものの学級生

ロ イの付添人は、大人とし、当該団体を構成する旅客が次の 1 に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客 1 人につき 1 人とします。

- ① 幼稚園の児童、保育所の児童または小学校第 3 学年以下の児童であるとき。
- ② 障害または虚弱のため、社において付添を必要と認めるとき。

ハ イの旅行業者は、当該団体を構成する人員（旅行業者を含む。）が 100 人までごとに 1 人とします。

#### (2) 普通団体

前各号以外の旅客によって構成された 8 人以上の団体で、責任のある代表者が引率をするもの。

2 前項に規定するもののほか、社が特に必要と認め、旅行目的、割引を受ける者の資格等、特別の運送条件を定めた団体（以下「特殊団体」という。）の旅客で社が運送引受をしたものに対して旅客運賃の割引をした団体乗車券を発売することがあります。

(規 36～39)

団・発売

営 業 規 則

(客車専用扱団体)

第 36 条 前条の規定による団体旅客は、団体旅客運送申込みの際、この行程中の全区間または一部区間を、列車または車両単位に客車を専用（以下「客車専用扱」という。）して乗車することを請求することができます。

2 前項の規定にかかわらず、臨時列車の設定を必要とする場合は、これを客車専用扱とするときに限って、団体旅客として取り扱います。

3 学生団体に対しては、前 2 項の規定を適用しません。

4 運輸上の支障その他特別の理由がある場合は、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しないことがあります。

（団体旅客運送の申込み）

第 37 条 第 35 条の規定により団体乗車券を購入しようとする旅客は、あらかじめその人員、発着駅、乗車する列車、その他必要な事項を記載した団体旅客運送申込書を提出して団体旅客運送の申し込みを行うものとします。ただし、社において特に認める場合は、団体旅客運送申込書の提出を省略することができます。

2 団体旅客運送申込書の様式は、様式第 3 号のとおりとします。

3 団体旅客運送の申込者は、次のとおりとします。

(1) 学生団体

教育長または学校長（保育所等の代表を含む。以下この号において同じ。）

ただし、数校連合の場合で、学校長が申し込むときは、各学校長連名とし、代表学校長を明示するものとします。

(2) 普通団体

代表者、申込責任者または旅行業者

4 前項第 1 号の場合で、数校連合のときは、団体旅客運送申込書に関係学校別の人員を明示するものとします。

（団体旅客運送の引受）

第 38 条 旅客から、前条の規定による団体旅客運送の申し込みを受け、社が運輸上支障が無いと認めたときは、団体旅客運送の引受けをします。

この場合、引受けた旨の通知は口頭により行います。

（団体旅客申込人員等の変更）

第 39 条 団体旅客の運送引受後の、旅客の都合による申込人員その他取扱条件の変更は、社が、運輸上支障がないと認めた場合に限り行います。

（規 40～41）

団・発売

営 業 規 則

（責任人員）

第 40 条 第 36 条の規定による客車専用扱団体または座席指定券を必要とする団体の場合は、申込人員の 8 割に相当する人員（その人員は大人とし、1 人未満の人数は、切り捨てる。）を責任人員とし、実際乗車人員がこれに満たないときでも、責任人員に相当する団体旅客運賃・料金を収受することを条件として、団体旅客運送の引受けをします。

（一部区間不乗の団体乗車券の発売）

第 41 条 社で特に承諾したときは、旅行行程中の一部区間を乗車しない団体旅客に対し、当該区間を通した団体乗車券を発売することがあります。

ただし、この場合は、団体旅客申込の際に、その区間を明示するものとします。